

報 告 事 項

項 目	説 明								
1 短期給付に係る財源率の引上げについて	令和4年1月25日に開催された公立学校共済組合本部運営審議会において、令和4年10月以降の短期給付に係る財源率の引上げについて審議が行われ、下記のとおり決定された。 (単位 千分率) <table><tr><td></td><td>現行 令和4年9月まで</td><td>改定後 令和4年10月から</td><td>差</td></tr><tr><td>財源率 (掛金・負担金率)</td><td>84.20 (42.10)</td><td>93.20 (46.60)</td><td>+9.00 +4.50</td></tr></table> ※福祉財源を含む短期掛金・負担金率については、資料No.3「1 一般事項 (2) 掛金・負担金率 (見込)」に記載。 <財源率引上げの経緯> 短期給付財政は、医療給付や高齢者医療制度への拠出金等の額の増加により、近年支出の増加傾向が続いており、令和3年度以降単年度収支はマイナスとなることが見込まれる。特に令和4年度以降は団塊の世代が後期高齢者に移行することにより、後期高齢者医療制度への支援金等の額が増加する見込みである。 なお、令和4年度は10月からの適用拡大により組合員数は増加する見込みであるものの、年齢構成により掛金・負担金収入の大幅な伸びが見込めないことから、令和4年度以降も収支はマイナスとなり、利益剰余金を取り崩すこととなる。 短期給付事業を安定的に運営するためには財源率の改定は避けられない状況であり、組合員への影響をできるだけ抑えつつ、安定的な短期給付財政の実現を図る観点から、令和4年10月に引上げを実施することとなった。		現行 令和4年9月まで	改定後 令和4年10月から	差	財源率 (掛金・負担金率)	84.20 (42.10)	93.20 (46.60)	+9.00 +4.50
	現行 令和4年9月まで	改定後 令和4年10月から	差						
財源率 (掛金・負担金率)	84.20 (42.10)	93.20 (46.60)	+9.00 +4.50						
2 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部改正に伴う地方公務員等共済組合法及び関係政令等の一部改正について	年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行を受け、地方公務員等共済組合法及び関係政令等について、次のアからウのとおり一部改正が行われた。 ア 地方公務員共済制度における非常勤職員等への適用拡大について 地方公務員等共済組合法の改正に伴い、令和4年10月1日より、非常勤職員（パートタイム会計年度任用職員等）が下記の適用要件を満たす場合に公立学校共済組合員となることとされた。短期給付事業（医療保険）及び福祉事業（健康診断等）のみ適用され、長期給付（厚生年金保険）については日本年金機構への加入となる。 また、現在共済組合の全ての制度に加入している臨時的任用職員についても、今回の改正により短期給付事業及び福祉事業のみの適用となり、長期給付（厚生年金保険）については、非常勤職員（パートタイム会計年度任用職員等）と同様、日本年金機構への加入となる（時期は未定）。 ※長期給付が適用されない組合員については、退職等年金（年金払い退職給付）についても非適用となる。								

項 目	説 明																										
	当共済組合における取扱いについては現状未確定な部分が多いが、今年度末に省令改正等が行われる予定であり、詳細が決まり次第周知を行う。 なお、改正後の適用範囲は別紙のとおりとなる。 ＜非常勤職員の共済組合制度適用要件＞ ・週 20 時間以上勤務 ・月額賃金 88,000 円以上 ・勤務期間が 2 か月を超えること（例外あり）など イ 年金制度の改正について 厚生年金保険法等の一部を改正する法律、地方公務員等共済組合法、それらに伴う関係政令等が一部改正され、令和 4 年 4 月より以下のとおり年金制度が改正されることとなった。 <table><tr><th colspan="2">内 容</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td colspan="2">在職定時改定の導入 (※1)</td><td>70 歳に到達した時又は退職した時に改定</td><td>毎年 1 回 10 月分の年金から改定</td></tr><tr><td colspan="2">在職老齢年金制度における在職支給停止基準額の見直し (※2)</td><td>65 歳未満の基準額 28 万円</td><td>一律 47 万円</td></tr><tr><td rowspan="2">受給開始時期の選択肢の拡大</td><td>繰下げ受給の上限年齢</td><td>70 歳</td><td>75 歳 ※昭和 27 年 4 月 2 日以降生まれの者が対象</td></tr><tr><td>繰上げ受給の減額率</td><td>1 か月あたり 0.5%</td><td>1 か月あたり 0.4% ※昭和 37 年 4 月 2 日以降生まれの者が対象</td></tr><tr><td colspan="2" rowspan="2">加給年金の支給停止ルールの改善 (※3)</td><td colspan="2">配偶者の年金が在職老齢年金制度により全額支給停止している場合</td></tr><tr><td>加給年金額を支給</td><td>加給年金額を支給停止</td></tr></table> (※1) 在職中の老齢厚生年金受給者（65歳以上）の年金額を、退職前に年金額の増額を実感できるように、毎年定時に改定することとされた。 (※2) 現行の支給停止の基準額は、65歳未満の方は28万円、65歳以上の方は47万円に分けられていたが、改正後は、65歳未満の方の基準額も65歳以上の方の基準額である47万円に引き上げられた。 (※3) 厚生年金保険に20年以上加入し、65歳から受給できる老齢厚生年金の受給者に65歳未満の配偶者がいる場合に加給年金額が加算される。 現行では、在職老齢年金制度により配偶者の年金が一部でも支給されている場合、加給年金額は支給停止されていたが、在職老齢年金制度によりその全額が支給停止になっている場合には、加給年金額が支給されるといった不合理があったことから、これを是正するため、改正後は一律支給停止することとされた。		内 容		改正前	改正後	在職定時改定の導入 (※1)		70 歳に到達した時又は退職した時に改定	毎年 1 回 10 月分の年金から改定	在職老齢年金制度における在職支給停止基準額の見直し (※2)		65 歳未満の基準額 28 万円	一律 47 万円	受給開始時期の選択肢の拡大	繰下げ受給の上限年齢	70 歳	75 歳 ※昭和 27 年 4 月 2 日以降生まれの者が対象	繰上げ受給の減額率	1 か月あたり 0.5%	1 か月あたり 0.4% ※昭和 37 年 4 月 2 日以降生まれの者が対象	加給年金の支給停止ルールの改善 (※3)		配偶者の年金が在職老齢年金制度により全額支給停止している場合		加給年金額を支給	加給年金額を支給停止
内 容		改正前	改正後																								
在職定時改定の導入 (※1)		70 歳に到達した時又は退職した時に改定	毎年 1 回 10 月分の年金から改定																								
在職老齢年金制度における在職支給停止基準額の見直し (※2)		65 歳未満の基準額 28 万円	一律 47 万円																								
受給開始時期の選択肢の拡大	繰下げ受給の上限年齢	70 歳	75 歳 ※昭和 27 年 4 月 2 日以降生まれの者が対象																								
	繰上げ受給の減額率	1 か月あたり 0.5%	1 か月あたり 0.4% ※昭和 37 年 4 月 2 日以降生まれの者が対象																								
加給年金の支給停止ルールの改善 (※3)		配偶者の年金が在職老齢年金制度により全額支給停止している場合																									
		加給年金額を支給	加給年金額を支給停止																								

報 告 事 項

項 目	説 明																											
3 育児休業期間中の掛金等免除要件の見直しについて	ウ 標準報酬の等級の追加（下限改定）について																											
	令和4年10月1日に施行される地方公務員等共済組合法施行令の一部改正に伴い、標準報酬の等級及び月額について、厚生年金保険及び健康保険の標準報酬月額等級に準ずるものとされたことから、同月から適用される標準報酬の区分に以下のとおり等級が追加されることとなった。																											
	＜令和4年9月までの標準報酬の等級区分＞																											
	<table><tr><th colspan="3">標準報酬の等級</th><th rowspan="2">標準報酬の月額</th><th rowspan="2">報酬月額</th></tr><tr><th>短期給付</th><th>厚生年金保険</th><th>退職等年金給付</th></tr><tr><td>—</td><td>第1級</td><td>—</td><td>88,000円</td><td>93,000円未満</td></tr><tr><td>第1級</td><td>第2級</td><td>第1級</td><td>98,000円</td><td>93,000円以上101,000円未満</td></tr></table>	標準報酬の等級			標準報酬の月額	報酬月額	短期給付	厚生年金保険	退職等年金給付	—	第1級	—	88,000円	93,000円未満	第1級	第2級	第1級	98,000円	93,000円以上101,000円未満									
	標準報酬の等級			標準報酬の月額			報酬月額																					
	短期給付	厚生年金保険	退職等年金給付																									
	—	第1級	—	88,000円	93,000円未満																							
	第1級	第2級	第1級	98,000円	93,000円以上101,000円未満																							
	＜令和4年10月からの標準報酬の等級区分＞																											
	<table><tr><th colspan="3">標準報酬の等級</th><th rowspan="2">標準報酬の月額</th><th rowspan="2">報酬月額</th></tr><tr><th>短期給付</th><th>厚生年金保険</th><th>退職等年金給付</th></tr><tr><td>第1級</td><td>—</td><td>—</td><td>58,000円</td><td>63,000円未満</td></tr><tr><td>第2級</td><td>—</td><td>—</td><td>68,000円</td><td>63,000円以上73,000円未満</td></tr><tr><td>第3級</td><td>—</td><td>—</td><td>78,000円</td><td>73,000円以上83,000円未満</td></tr><tr><td>第4級</td><td>第1級</td><td>第1級</td><td>88,000円</td><td>83,000円以上93,000円未満</td></tr></table>	標準報酬の等級			標準報酬の月額	報酬月額	短期給付	厚生年金保険	退職等年金給付	第1級	—	—	58,000円	63,000円未満	第2級	—	—	68,000円	63,000円以上73,000円未満	第3級	—	—	78,000円	73,000円以上83,000円未満	第4級	第1級	第1級	88,000円
標準報酬の等級			標準報酬の月額	報酬月額																								
短期給付	厚生年金保険	退職等年金給付																										
第1級	—	—	58,000円	63,000円未満																								
第2級	—	—	68,000円	63,000円以上73,000円未満																								
第3級	—	—	78,000円	73,000円以上83,000円未満																								
第4級	第1級	第1級	88,000円	83,000円以上93,000円未満																								
全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による地方公務員等共済組合法の一部改正が行われ、令和4年10月から育児休業期間中の掛金等の免除の取扱いが下記のとおりとなる。																												
<table><tr><th></th><th>現行 令和4年9月まで</th><th>改定後 令和4年10月から</th></tr><tr><td>標準報酬の月額に係る掛金等</td><td rowspan="2">育児休業を開始した日の属する月から育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間について掛金等が免除される。 （月末時点で育児休業を取得している場合、その月の掛金等が免除。）</td><td>現行の仕組みに加え、育児休業を開始した日の属する月とその育児休業が終了する日の翌日が属する月とが同一であり、かつ、その月における育児休業の日数が14日以上である場合も、その月の掛金等が免除される。 （月末時点で育児休業を取得している場合、及び月内に2週間以上の育児休業を取得した場合にその月の掛金等が免除。）</td></tr><tr><td>標準期末手当等の額に係る掛金等</td><td>1月を超える育児休業を取得している場合に限り、免除対象となる。</td></tr></table>		現行 令和4年9月まで	改定後 令和4年10月から	標準報酬の月額に係る掛金等	育児休業を開始した日の属する月から育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間について掛金等が免除される。 （月末時点で育児休業を取得している場合、その月の掛金等が免除。）	現行の仕組みに加え、育児休業を開始した日の属する月とその育児休業が終了する日の翌日が属する月とが同一であり、かつ、その月における育児休業の日数が14日以上である場合も、その月の掛金等が免除される。 （月末時点で育児休業を取得している場合、及び月内に2週間以上の育児休業を取得した場合にその月の掛金等が免除。）	標準期末手当等の額に係る掛金等	1月を超える育児休業を取得している場合に限り、免除対象となる。																				
	現行 令和4年9月まで	改定後 令和4年10月から																										
標準報酬の月額に係る掛金等	育児休業を開始した日の属する月から育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間について掛金等が免除される。 （月末時点で育児休業を取得している場合、その月の掛金等が免除。）	現行の仕組みに加え、育児休業を開始した日の属する月とその育児休業が終了する日の翌日が属する月とが同一であり、かつ、その月における育児休業の日数が14日以上である場合も、その月の掛金等が免除される。 （月末時点で育児休業を取得している場合、及び月内に2週間以上の育児休業を取得した場合にその月の掛金等が免除。）																										
標準期末手当等の額に係る掛金等		1月を超える育児休業を取得している場合に限り、免除対象となる。																										

項 目	説 明											
4 オンライン資格確認等システムの本格運用の開始について	マイナンバー制度のインフラを活用したオンライン資格確認等システムについては、令和3年3月より運用を開始する予定であったが、当初の予定より大幅に遅れ、令和3年10月20日より本格運用が開始された。 このシステムは、被保険者情報を個人単位で一元管理する仕組みが構築されているため、退職等で加入する健康保険制度が変わっても、新たな健康保険証の発行を待たずマイナンバーカードを利用して保険医療機関を受診できるものである。 なお、令和4年1月17日現在、当支部においてマイナンバーカードの健康保険証利用申込を行った組合員及び被扶養者は3,500名（全組合員・被扶養者の約7％）である。											
5 厚生労働省の毎月勤労統計調査に係る育児休業手当金及び介護休業手当金の追加給付について	平成31年2月以前に支給が完了している者について、当共済組合本部でのシステム対応が可能となったため、令和4年2月25日に追加給付を行う。 今回の対象者は平成31年2月以前支給が完了しており、令和2年12月25日時点で組合員資格を喪失している者であり、対象者数及び追加給付額は次のとおりである。なお、対象者からの請求手続きは不要としている。 <table><tr><td>育児休業手当金</td><td>37人</td><td>給付額</td><td>211,803円</td></tr><tr><td>介護休業手当金</td><td>68人</td><td>給付額</td><td>151,288円</td></tr></table> 育児休業手当金及び介護休業手当金は、1日当たりの給付額に上限額が設けられており、この給付上限相当額は、厚生労働省が行う毎月勤労統計調査の結果を反映して算定される。 平成16年以降の毎月勤労統計調査において、全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っていたことにより、同調査における賃金額が低めに算出されていたことが令和元年度に発覚したため、1日当たりの給付額が給付上限相当額に達している者の給付額に影響が生じている。 平成31年3月時点の受給者については令和2年2月に、平成31年2月以前に支給が完了している者については令和3年2月に追加給付済み。	育児休業手当金	37人	給付額	211,803円	介護休業手当金	68人	給付額	151,288円			
育児休業手当金	37人	給付額	211,803円									
介護休業手当金	68人	給付額	151,288円									
6 人間ドック及び脳ドックの Web 申込みについて	これまで人間ドック及び脳ドックの申込みは書面で行ってきたが、令和4年度の健診から Web 申込みに変更した。申込み方法を変更したことにより検査キット等は、所属所送付から自宅など指定の住所宛てに送付することとし、所属所における事務の省力化を図ることとした。 なお、申込み方法は当共済組合静岡支部ホームページ内組合員専用ページにログインし、Web申込みから所定の項目を入力し登録することで申込み完了となる。 <参考> <table><tr><td colspan="2">人間ドック受診対象者</td><td>13,245人</td></tr><tr><td colspan="2">脳ドック受診対象者</td><td>1,993人</td></tr><tr><td rowspan="2">申込時期</td><td>本務職員等</td><td>令和4年1月13日（木）から令和4年2月10日（木）まで</td></tr><tr><td>再任用者等</td><td>令和4年4月 1日（金）から令和4年4月15日（金）まで</td></tr></table>	人間ドック受診対象者		13,245人	脳ドック受診対象者		1,993人	申込時期	本務職員等	令和4年1月13日（木）から令和4年2月10日（木）まで	再任用者等	令和4年4月 1日（金）から令和4年4月15日（金）まで
人間ドック受診対象者		13,245人										
脳ドック受診対象者		1,993人										
申込時期	本務職員等	令和4年1月13日（木）から令和4年2月10日（木）まで										
	再任用者等	令和4年4月 1日（金）から令和4年4月15日（金）まで										